

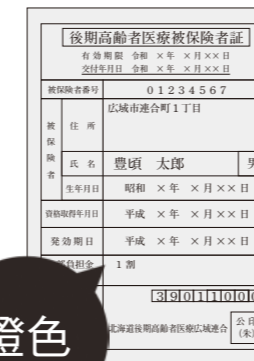
後期高齢者医療制度に関するお知らせ
窓口負担割合の見直しに伴う保険証（被保険者証）の一斉更新について

保険証が新しくなります（黄色 → 橙色）

●新しい保険証は橙色です 10月1日から新しくなります

後期高齢者医療被保険者全員の保険証が新しくなります。現在ご使用の黄色の保険証の有効期限が9月30日をもって満了となるため、10月以降は使用できなくなります。9月中に新しい保険証を送付しますので、お手元に届きましたら、橙色の保険証をご使用ください。

- 新しい保険証の有効期限は、令和5年7月31日です。
- 限度額適用・標準負担額減額認定証、限度額適用定証（水色）は、そのまま使用できます。（有効期限令和5年7月31日）



橙色

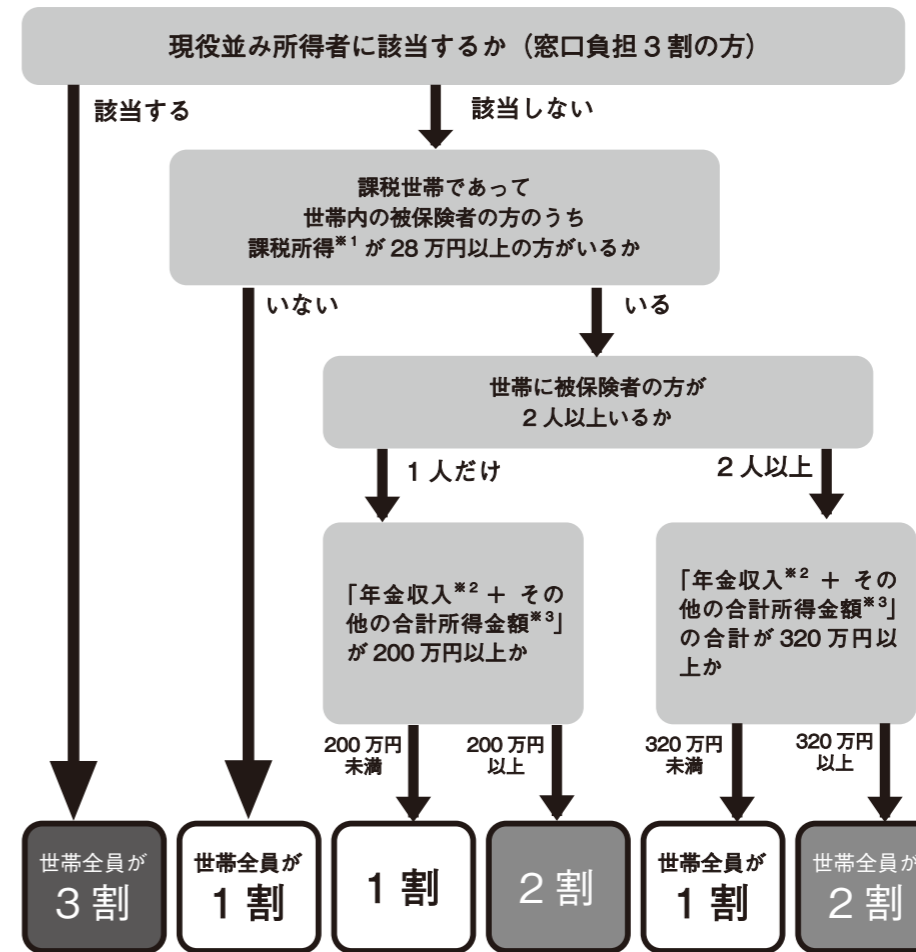
窓口負担割合の変更対象となる方は、後期高齢者医療の被保険者全体のうち約20%の方です。

■見直しの背景

令和4年度以降、団塊の世代が75歳以上となり始め、医療費の増大が見込まれています。後期高齢者医療のうち、窓口負担を除いて約4割は現役世代（子や孫などの世代）の負担（支援金）となっており、今後も拡大していく見通しとなっています。今回の窓口負担の見直しは、現役世代の負担を抑え、国民皆保険を未来につないでいくためのものです。

窓口負担2割の対象となるかどうかは主に以下の流れで判定します

●世帯の窓口負担割合が2割の対象となるかどうかは、後期高齢者医療の被保険者の方の課税所得^{*1}や年金収入^{*2}をもとに、世帯単位で判定します。



※1 「課税所得」とは 住民税納税通知書の「課税標準」の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）です。
 ※2 「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含まれません。
 ※3 「その他の合計所得金額」とは 年金収入以外の事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。また、給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

国民年金からのお知らせ

ねんきん定期便

問合せ先

帯広年金事務所（帯広市西1条南1丁目）
 ☎01155・25・8113
 役場住民課戸籍年金係 ☎574・2213

日本年金機構では、より身近でわかりやすい年金を目指して、年金加入記録や年金見込額などの情報をお知らせするため、現役加入者の誕生日に「ねんきん定期便」をお送りしています。

「ねんきん定期便」とは

年金記録を定期的にご確認いただけるよう、国民年金・厚生年金の現役加入者の方にお送りするものです。節目年齢（35歳、45歳、59歳）になる方には「封筒」で、それ以外の方には原則として「はがき」でお送りします。一部、節目年齢になる方以外で、封筒でお送りする場合があります。

「ねんきん定期便」で確認できることは

- ①これまでの年金加入期間
- ②これまでの加入履歴に応じた年金見込額（年金受給者（支給停止の方も含む）の方は記載していません）
- ③これまでの保険料納付額（厚生年金保険料については、被保険者負担分のみ）
- ④年金加入履歴
- ⑤厚生年金保険の標準報酬月額等の月別状況
- ⑥国民年金保険料の納付状況

※上記すべての内容が送付される方は、「封筒」でお送りする方に限られています。「はがき」でお送りする方の場合、上記の①～③については前年度のものを更新して通知されますが、④は省略し⑤と⑥については直近1年分が通知されます。

ご自分の年金記録等についてご確認ください。

確認したあとの手続きは「もれ」や「誤り」がある場合のみ回答してください。

「封筒」でお送りした方

▷同封の「年金加入記録回答票」に記入して返送してください。

「はがき」でお送りした方

▷右記「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」にお電話ください。「年金加入記録回答票」をお送りしますので、届きましたら記入して返送してください。

「ねんきん定期便」に関する問合せ

- 「ねんきん定期便・ねんきんネット等専用番号」
☎0570(058)555(ナビダイヤル)
- 050で始まる電話でおかけの場合は
☎03(6700)1144(一般電話)

受付時間

月曜日 8:30～19:00
 火～金曜日 8:30～17:15
 第2土曜日 9:30～16:00

新型コロナウイルス感染症により収入が減少している方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合は、令和4年度においても臨時特例免除申請ができます。

■対象となる方

次の2つを満たす方が対象となります。

- ①新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方
- ②当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準となることが見込まれる方

■手続き方法

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書※」と「所得の申立書」を役場住民課戸籍年金係または帯広年金事務所に提出願います。※免除申請書にマイナンバーを記載し、郵送で申請する場合は必ずマイナンバーカードの両面の写しを同封してください。

問合せ先

福祉課保険係 ☎574・2214
 北海道後期高齢者医療広域連合
 ☎011・1290・5601